

～ はじめに ～

北九州市が管理する北九州港は、成長著しいアジアのゲートウェイとして、西日本地域の産業・経済を支える国の国際拠点港湾¹⁾です。

その歴史は古く、明治中期から門司、小倉、洞海3港が、各自の特色を活かして発展し、昭和39年の3港合併で北九州港が誕生して以降は、適宜、港湾計画を改訂し、計画的な整備や一体的な管理運営など、国際競争力のある港づくりに努めてきました。

平成8年に改訂した現在の港湾計画では、大水深岸壁を有するひびきコンテナターミナルやそのアクセス道路となる新若戸道路等の物流拠点施設、市民が憩うウォーターフロント、緑地などを位置づけ、これまでその整備を進めてきました。

しかし、港湾を取り巻く情勢はこの10数年間で大きく変化し、成長著しい中国を中心とするアジア地域との国際水平分業²⁾の一層の進展、貨物の多頻度輸送需要の増大、船舶の大型化・多様化、施設の老朽化などを喫緊の課題として、迅速かつ効率的な対応を迫られています。

さらに、アジアとの国際交流の拡大、豊かな自然景観を活かしたみなとづくり、低炭素社会に向けた取組みの強化など、様々な要請に対応した北九州港の果たすべき役割を考えいかなければなりません。

このような状況のなか、港湾計画を見直すための第一歩として、北九州港の概ね20~30年後の将来の姿やそれを実現するための施策の方向性を示した北九州港長期構想を策定しました。

長期構想では、2つの理念のもと、将来の北九州港の果たすべき役割イメージを4つの将来像にまとめ、「環境力」と「港湾力」によりアジアの国際拠点港として「アジア・グリーンポート構想」の実現を目指しています。

策定にあたっては、学識経験者、港湾関係者、市民代表者や行政からなる北九州港長期構想検討委員会を設置して、幅広く長期的な視点から検討いただきました。また、市民の皆様や関係の方々からは、市民意見の募集や市民・企業アンケートに多くの意見・提案をいただき、ここにあらためて感謝を申し上げます。

今後は、この長期構想を踏まえ、港湾計画改訂に取組み、魅力ある北九州港の実現を目指していきたいと考えております。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定を超えた津波により港湾をはじめ沿岸部に多大な被害をもたらしました。日頃から自然災害に備えることの重要性が再認識されており、本市においても、より強固な防災体制の構築を進めていきたいと考えております。

皆様のご理解、実現に向けたご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年5月

北九州市港湾空港局長 中崎 剛

1) 卷末資料「1. 関連用語解説」(27)参照

2) 卷末資料「1. 関連用語解説」(23)参照

北九州港長期構想検討委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏 名	所 属	職 名
委員長	鬼頭平三	社団法人日本港湾協会	理事長
委員	松本憲一郎	株式会社北九州経済研究所	前代表取締役
委員	清水進	株式会社商船三井 九州支店	支店長
委員	丸山孝	新日本製鐵株式会社 八幡製鐵所生産業務部	部長
委員	鶴丸俊輔	社団法人日本船主協会 九州地区船主会	議長
委員	野畠昭彦	九州地方港運協会	会長
委員	羽田野隆士	北九州商工会議所	専務理事
委員	青山佳世	フリーアナウンサー	
委員	大谷鮎子	特定非営利活動法人九州キラキラみなとネットワーク	理事長
委員	金成子	株式会社アヴァンティ	取締役北九州支社長
委員	樋上禎子	第10期北九州ミズ21委員会	委員長
委員	池田龍彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科	教授
委員	男澤智治	九州国際大学経済学部	教授
委員	小島治幸	九州共立大学工学部環境土木工学科	教授
委員	二渡了	北九州市立大学国際環境工学部	教授
委員	森邦恵	下関市立大学経済学部経済学科	准教授
委員	松原裕	国土交通省 九州地方整備局港湾空港部	部長
委員	佐藤惠和	北九州市環境局	局長
委員	梅本和秀	北九州市企画文化局	局長
委員	今永博	北九州市建築都市局	局長
委員	中富美津男	北九州市港湾空港局	局長
委員	中崎剛	北九州市港湾空港局	営業・計画担当理事
オブザーバー	宮地豊	国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所	所長
オブザーバー	森木亮	国土交通省 九州地方整備局 関門航路事務所	所長
オブザーバー	中野雅彦	門司海上保安部	部長
オブザーバー	下郷健之祐	若松海上保安部	部長

～ 北九州港長期構想（位置づけ）～

“ 長期構想とはこの様な構想です。 ”

① 性格

この構想は、北九州港の概ね 20～30 年後の将来の姿やそれを実現するための施策の方向性を示したものです。

② 港湾計画との関係

長期構想が示す方向性を受け、概ね 10 年間で、対応しなければならないプロジェクトが、新しい港湾計画に位置づけられます。

※ 港湾計画は、港湾空間（陸域・水域）において、開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる基本的な計画です。

港湾管理者に策定が義務付けられている法定計画です（港湾法第 3 条の 3）。

